

令和 7 年度公立大学法人九州歯科大学障害者就労施設等からの物品等調達方針

令和 7 年 4 月 1 日

1 趣 旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、公立大学法人九州歯科大学における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を以下のとおり定めるものとする。

2 調達方針の基本的考え方

(1) 適用範囲

調達方針の適用範囲は、本法人の全ての組織における物品等の調達に適用する。

(2) 対象となる障害者就労施設等

調達方針の対象となる障害者就労施設等は、法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する施設等（以下「障害者就労施設等」という。）とする。

(3) 調達物品等

障害者就労施設等から調達可能なものとする。

3 調達に当たり留意すべき事項

障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 公立大学法人九州歯科大学契約事務取扱規則（平成 1 8 年法人規則第 1 6 号。以下「取扱規則」という。）、その他の法令等を遵守し、予算の適正な執行に留意しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進すること。
- (2) 障害者就労施設等への物品等の発注は、可能な限り計画的なものにするとともに、障害者就労施設等に配慮した納期の設定に努めること。
- (3) 簡易な印刷物や記念品など、障害者就労施設等からの調達が可能なものについては、積極的に契約先とするよう努めること。
- (4) 取扱規則第 4 章に定める随意契約を行う場合は、見積書を徴する相手方に障害者就労施設等を 1 者以上含めるよう努めること。

4 調達目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公平性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

5 調達方針及び調達実績の公表

- (1) この方針は、大学ホームページにより公表するものとする。
- (2) 当該年度終了後、障害者就労施設等からの物品等の調達実績を取りまとめ、その概要を大学ホームページにより公表するものとする。

分類例

【物品・役務の品目分類例】

	品目	具体例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設。（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。